

2 4 4 - 2 4 3 7  
令和4年11月24日

各障害福祉サービス事業者 殿  
(福祉・介護職員処遇改善臨時特例交付金の交付決定を行った法人)

宮崎県福祉保健部障がい福祉課長  
( 公 印 省 略 )

福祉・介護職員処遇改善臨時特例交付金に係る障害福祉サービス等報酬の請求について (通知)

本県の福祉保健行政の推進につきましては、平素より御理解と御協力をいただき、厚くお礼申し上げます。

福祉・介護職員処遇改善臨時特例交付金については、交付決定を行った法人に対し、令和4年6月から11月まで(令和4年2月分から9月分までの障害福祉サービス等報酬に係る)交付金の交付を行っているところですが、本交付金に係る障害福祉サービス等報酬の月遅れ請求等の対象は、下記のとおりですので、請求処理に遺漏無きようお願いします。

なお、本通知文書は、本交付金の交付決定を行った障害福祉サービス事業所を運営する法人宛てに送付しておりますので、貴法人内の対象事業所に対し、御周知くださいますようお願いいたします。  
また、本件については、宮崎県国民健康保険団体連合会と協議済みであることを申し添えます。

#### 記

- 本交付金に係る月遅れ請求等の対象は、令和4年12月請求分までとなっております。  
令和5年1月以降の月遅れ請求等については、本交付金の対象外となります。

(例) 令和4年9月分の障害福祉サービス等報酬について

① 通常対応

- ・ 令和4年10月：【事業所→国保連】障害福祉サービス等報酬の請求
- ・ 令和4年11月：【国保連→事業所】障害福祉サービス等報酬の支払、本交付金の交付

② 月遅れ請求等の対応

○ 令和4年11月請求の場合

- ・ 令和4年11月：【事業所→国保連】障害福祉サービス等報酬の請求
- ・ 令和4年12月：【国保連→事業所】障害福祉サービス等報酬の支払、本交付金の交付

○ 令和4年12月請求の場合

- ・ 令和4年12月：【事業所→国保連】障害福祉サービス等報酬の請求
- ・ 令和5年1月：【国保連→事業所】障害福祉サービス等報酬の支払、本交付金の交付

**【参考】**

令和4年度(令和3年度からの繰越分)福祉・介護職員処遇改善支援事業実施要綱

4 事業内容

(略)ただし、障害福祉サービス等報酬の月遅れ請求等があった場合、当該請求に係る補助額の支給を最大2か月間対応することとする。

**【問合せ先】**

担 当：宮崎県 福祉保健部 障がい福祉課  
電 話：0985-26-7068  
メー ル：shogukaizen-hojo@pref.miyazaki.lg.jp